



2023年度東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する 協定書

東京都（以下「甲」という。）と東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して、東京ベイeSGプロジェクトが目指す50年・100年先のサステナブルな都市モデルをいち早く具現化し、東京が世界各都市と連携してサステナブルな社会の実現に向けたムーブメントを牽引していくため、国際発信イベント事業を実施することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（事業内容及び経費）

第3条 別紙1事業計画書（2023年度）及び別紙2収支予算書（2023年度）のとおりとする。

（業務分担）

第4条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1） 甲の業務分担

- ア 事業の実施に当たっての指導、助言及び監督
- イ 事業実施に係る経費の負担に関すること
- ウ その他甲が必要と認めること

（2） 乙の業務分担

- ア 事業の企画、広報及び実施に関すること
- イ 事業の経理に関すること
- ウ その他乙が必要と認めること

2 乙は、自己の分担業務について、第三者に委託できるものとする。

（経費の負担・支出）

第5条 本事業の実施に要する経費は、別紙「収支予算書」に基づき、乙が負担する。

2 別紙「収支予算書」に基づき、甲は負担金を支出する。

3 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金等を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができるものとする。



- 4 本事業の総事業費が第2項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。
- 5 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲乙で協議するものとする。

(事業計画の更新)

第6条 乙は、第4条2項に基づき第三者に業務を委託した場合には、委託事業者決定後速やかに事業計画書を見直し、甲に報告し承認を得るものとする。

(事業計画の変更)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に協議するものとする。

(1) 事業計画書記載の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 乙が第3条に定める事業の内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合

(負担金の払込)

第8条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払いを請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、請求金額を乙に支払うものとする。

2 前項の負担金の請求は、別紙「収支予算書」に基づき、別紙様式第1号により、四半期ごとに、当該四半期内の事業の執行に必要な範囲内で概算にて請求することができる。また、甲は、概算払をする場合にその都度の精算を省略することができ、第11条の規定による確定額に基づき会計年度(地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の終了後精算する。

3 前項の規定により概算払請求を行った場合、乙は、本事業の遂行状況について、実施状況報告書(別記様式第2号)を作成し、各四半期最終日の翌月末日までに作成し、次期概算払請求書の提出より前に甲に報告しなければならない。ただし、第4四半期については、実績報告書の提出をもって代えることができる。

4 前項に定めるもののほか、甲は、乙に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(経理)

第9条 乙が分担する経理は、乙の財務諸規程に基づき行ふ。

2 乙は、収支予算書に基づき、事業に係る収入及び支出を明らかにするための帳簿を整えるとともに、収入及び支出の根拠となる証拠書類を適正に管理し、乙が解散後は、甲に適正に引き継ぐものとする。

3 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、本事業後5年間保管するものとする。

- 4 甲は、本協定に基づき乙が分担する経理に関して、必要に応じて乙に対し、収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類の閲覧を求めることができる。

(報 告)

- 第10条 乙は、本事業の終了後、別記第3号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

- 第11条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、会計年度終了後速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第4号様式により通知する。
- 2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第5号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

- 第12条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。
- 2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第9条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(協定の解除及び負担金の返還)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。
- (1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき
 - (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要性が生じたとき
 - (3) 乙の本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき
 - (4) 荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合
- 2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(中止・延期)

- 第14条 前条第1項に規定された場合以外に甲及び乙がイベントの中止又は延期を希望する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、負担金の返還については、前条の規定によるものとする。

(延滞金及び違約加算金)

- 第15条 甲が第13条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。
- 2 第13条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

- 第16条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

(損害賠償責任)

- 第17条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。
- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(緊急時の対応)

- 第18条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。
- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

(暴力団等の排除)

- 第19条 乙は、乙が締結する売買、賃借、請負その他の契約に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条

第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずること。

- 2 乙は、本事業の運営業務を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 甲に報告すること
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事

(守秘義務)

第20条 甲及び乙は、本事業の実施に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運営業務終了後においても同様とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第22条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第23条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

- 2 前項に係る著作権は、第13条により、協定の解除が行われた場合には、甲に譲渡されるものとする。
- 3 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。
- 4 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(印刷物の作成)

第24条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(協定内容の変更)

第25条 甲及び乙は、運営業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予想することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第26条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年4月1日

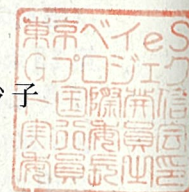
甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事

小池 百合子



乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会
代表者 実行委員長

辻 愛沙子



(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
概算払請求書(第 四半期分)の提出について

このことについて、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協
定書第8条の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

区 分	金 額	備 考
収 支 予 算 額	円	
概算払受領済額	円	
今 回 請 求 額	円	
残 高	円	

注1) 別に資料、様式等がある場合には、添付すること。

注2) 収支予算額に変更があった場合は、変更部分について二段書き
で、変更前を上段に()書きにする。

(別記第2号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
実施状況報告書（第 四半期）の提出について

このことについて、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協
定書第8条の規定に基づき、関係書類を添えて第 四半期末現在の実施状況を下記の
とおり報告します。

記

1 事業の進捗状況

※事業の進捗状況が分かる資料（任意様式）を添付すること。

2 予算執行状況

（単位：円）

収支予算額	既受領額	執行済額	次期執行予定額	備考

注1) 別に資料、様式等がある場合には、添付すること。

注2) 収支予算額に変更があった場合は、変更部分について二段書き
で、変更前を上段に（ ）書きにする。

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協
定書第10条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第4号様式)

政計第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る事業報告書及び収支決算書については、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に関する協定書第11条第1項の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額

金

円

(別記第5号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 政計プ第 号で額の確定
通知を受けた負担金について、東京ベイeSGプロジェクト国際発信イベントの
実施に関する協定書第11条第2項の規定に基づき下記のとおり精算
します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 概算受領額
金 | 円 |
| 2 確定額
金 | 円 |
| 3 精算額
金 | 円 |

2023 年度事業計画書

1 イベントに係る必要経費の算出

2に挙げるイベント企画の策定に基づき、イベント実施年度に係るすべての費用（イベントの実施・運営、後処理等）について必要な項目をリスト化し、経費を算出する。

2 イベント企画の策定

令和4年度委託で作成した東京ベイ eSG プロジェクト国際発信イベントの基本計画を参照し、以下に挙げるアからオの項目について実行委員会での検討内容を反映させた上で、令和5年度分の運営計画を策定する。

ア 全体概要 (ア) イベント概要 (イ) スケジュール (ウ) 組織体制 (エ) 準備スケジュール イ 全体運営計画 (ア) 全体運営 (イ) 緊急時対応計画 (ウ) 事業効果測定計画 ウ 会場運営計画 (ア) 有明アリーナ会場 (イ) 日本科学未来館 (ウ) オープニングセレモニー (エ) 講演イベント (オ) 「食」の体験 (カ) 子どもの参画イベント (キ) デジタルを活用したイベント	エ 周辺イベント連携計画 (ア) SusHi Tech Tokyo 関連イベント連携 (イ) 民間企業関連イベント連携 (ウ) 視察会場連携 (エ) 周遊促進 (オ) 輸送計画 オ 広報・誘客計画 (ア) 広報計画 (イ) シティドレッシング (ウ) 制作物計画 (エ) 協賛計画
--	---

3 イベントの実施準備

- (1) 全体運営
- (2) 会場運営準備
- (3) 周辺連携
- (4) 輸送
- (5) 広報関連

4 周辺連携イベント広報

2023年度に臨海部を中心に開催されるイベントについて、連携の調整をするとともに、出展及び広報を実施する。

5 実行委員会運営等補助業務

- (1) 事務局運営補助
 会計管理等、事業の経理を行う。

(2) 事務局窓口の設置・運営

各種調整を行う際の事務局窓口を設置し、運営する。

関係機関との渉外業務、住民説明会補助、関係公官署等への申請手続きを行う。

(3) 実行委員会開催、準備・運営補助等

事業の最高意思決定機関として、年度内に4回程度、東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会を開催する。また、テーマ別検討会を年度内に10回程度開催する。

開催に係る関係者等との連絡・調整、必要な資料の作成等についても行う。

(4) 公認会計士等の設置

実行委員会の運営業務や諸契約について、法的対応を行うため、公認会計士を設置する。

2023年度収支予算書**収入の部**

(単位:千円)

科 目		予算額	備 考
東京都負担金		1,800,000	
収入合計		1,800,000	

支出の部

(単位:千円)

科 目		予算額	備 考
委託費	東京eSGプロジェクト国際発信イベントの実施運営計画策定支援及び実施運営委託 等	1,800,000	・全体実施運営計画の策定 ・各会場(有明アリーナ、日本科学未来館、シンボルプロムナード公園)における実施準備 ・ブランディング及びプロモーション ・シテイドレッシング ・広報物制作 ・実行委員会運営等補助業務 等
支出合計		1,800,000	
収支差額		0	